

船舶事故調査報告書

令和4年1月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和3年6月20日 11時00分ごろ
発生場所	岡山県岡山市 <small>いぬ</small> 犬島北西方沖 犬島港2号防波堤灯台から真方位286°800m付近 (概位 北緯34°34.2′ 東経134°05.7′)
事故の概要	遊漁船サウダージⅢは、西進中、また、プレジャーボート <small>ほし</small> 土師丸は、錨泊中、両船が衝突した。 土師丸は、船長及び同乗者が負傷し、左舷船尾部外板に破口等を生じ、また、サウダージⅢは、船首船底部外板に擦過傷等を生じた。
事故調査の経過	令和3年7月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 遊漁船 サウダージⅢ、5トン未満 271-34250岡山、個人所有 10.12m (Lr) × 2.57m × 0.76m、FRP ディーゼル機関、209.5kW、平成12年10月 B プレジャーボート 土師丸、5トン未満 271-27012岡山、個人所有 5.38m (Lr) × 1.95m × 0.87m、FRP ガソリン機関（船外機）、44.1kW、平成5年9月
乗組員等に関する情報	A 船長A 50歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成7年4月24日 免許証交付日 平成31年3月4日 (令和3年7月27日まで有効) B 船長B 76歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和59年11月13日 免許証交付日 平成30年12月13日 (令和6年11月12日まで有効)
死傷者等	A なし

	B 軽傷 2人（船長B、同乗者B）
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 左舷船尾部外板に破口及び擦過傷、船外機に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風速 約2.0m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣客7人を乗せ、釣りの目的で、令和3年6月20日06時00分ごろ岡山市三幡港^{さんぱん}を出港し、犬島周辺で釣りを行った。</p> <p>船長Aは、釣り場の移動の目的で、船橋内右舷側の椅子に腰を掛けて操船に当たり、犬島北方沖で船首方を見たが、B船を見落として他船はいないと思い、犬島北西方沖に向け、約6～9ノットの対地速力で手動操舵によりA船を西進させた。</p> <p>船長Aは、犬島北西方沖の洗岩（以下「本件岩」という。）に乗り揚げないように同岩の位置を船橋内左舷側の本件岩を表示させたGPSプロッターの画面を見ながら操船中、11時00分ごろ、突然衝撃を感じ、A船の船首部がB船の左舷船尾部に衝突して乗り揚げていることに気付き、落水した船長Bを救助した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者1人（以下「同乗者B」という。）を乗せ、08時30分ごろ本事故発生場所付近で船首部から重さ約15kgの鉄製の錨を投入し、船首を西方に向け、船外機を停止して錨泊を始めた。</p> <p>船長Bは、釣りをしながら、B船の船尾甲板上で食事の準備をしていたところ、衝突の10～13秒前にB船の左舷船尾方に接近するA船を認め、同乗者Bと共に立ち上がってタオルなどを持って手を振りながら大声で叫んだが、A船の船首部がB船の左舷船尾部に衝突した。</p> <p>船長B及び同乗者Bは、衝突の衝撃で落水し、船長BがA船に、同乗者Bは付近にいたプレジャーボートに救助されてA船の係留地まで運ばれた後、A船の釣客の車で病院に搬送され、船長Bは、全身打撲、肋骨骨折、頭部打撲、頸椎捻挫により全治4週間、同乗者Bは、頸椎捻挫、左第9肋骨骨折と診断された。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図 参照）</p>
その他の事項	<p>船長Aは、犬島北方沖で船首方を見たとき、B船が小さな船だったので見落としたのではないかと本事故後に思った。</p> <p>船長Aは、本件岩に乗り揚げないようにGPSプロッターの画面を見ていたので、船首方の見張りが疎かになっていたと本事故後に思った。</p> <p>船長Bは、犬島付近で約40年間釣りをしており、これまでは錨泊中の自船を他船が避けてくれていたので、本事故当時、時々周囲の見張りを行っていたものの、航行中の他船が錨泊中のB船を避けてくれ</p>

	<p>ると思い、釣りと食事の準備を行いながら錨泊を続けていて、接近するA船に気付くのが遅れたと本事故後に思った。</p> <p>船長A及びA船の釣客は、それぞれ首掛け型やウエストベルト型の膨張式救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長B及び同乗者Bは、ウエストベルト型の膨張式救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、犬島北西方沖を西進中、船長Aが、船首方の本件岩に乗り揚げないようにGPSプロッターの画面を見ながら航行を続けていたことから、B船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、犬島北西方沖で錨泊中、船長Bが、航行中の他船が錨泊中のB船を避けてくれると思い、釣りと食事の準備を行いながら錨泊を続けていたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、犬島北西方沖において、A船が西進中、B船が錨泊中、船長Aが、船首方の本件岩に乗り揚げないようにGPSプロッターの画面を見ながら航行を続け、また、船長Bが、航行中の他船が錨泊中のB船を避けてくれると思い、釣りと食事の準備を行いながら錨泊を続けていたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、航行中は、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。 ・船長は、錨泊中、他船が自船を避けてくれると思わず、常時、周囲の適切な見張りを行い、接近する他船に対し、余裕のある時期に注意喚起を行い、必要に応じて機関を使用して移動するなど、衝突を避けるための措置を採ること。

付図1 事故発生経過概略図

